

国立大学法人大阪大学特任教員の選考基準

（目的）

第1条 この基準は、国立大学法人大阪大学が採用する特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教（以下、これらを総称して「特任教員」という。）の選考基準について定めることを目的とする。

（特任教員の資格）

第2条 特任教員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 特任教授の資格は、国立大学法人大阪大学教員選考基準（以下「教員選考基準」という。）の教授の資格に準ずるものとする。
- (2) 特任准教授の資格は、教員選考基準の准教授の資格に準ずるものとする。
- (3) 特任講師の資格は、教員選考基準の講師の資格に準ずるものとする。
- (4) 特任助教の資格は、教員選考基準の助教の資格に準ずるものとする。

（特任教員の選考）

第3条 特任教員の選考は、国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程（以下「任期付教員特例規程」という。）第3条の規定を準用して、これを行う。その場合、同条第2項の「別に定める基準」とは、この基準をいうものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年3月22日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。